

電気通信大学産学官連携センターエクステンション推進支援室規程

平成31年 3月20日

改正

令和 2年 9月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学産学官連携センター規程第7条の2第2項の規定に基づき、産学官連携センターに置くエクステンション推進支援室（以下「推進支援室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 推進支援室は、国立大学法人電気通信大学組織規則第3章に定める各教育研究組織と連携し、本学における産学連携を基軸とした発展的教育研究（以下「エクステンション」という。）の推進に必要な次に掲げる業務を遂行するものとする。

- (1) 本学におけるエクステンション推進のための基本方針の策定
- (2) 財源確保を含めた持続的推進体制の確立
- (3) 具体的なエクステンションプログラムの企画・立案・実行
- (4) その他エクステンションの推進のために必要な業務

(室長)

第3条 推進支援室に、室長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

- 2 室長は、推進支援室の業務を掌理する。
- 3 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副室長)

第4条 学長が必要と認めるときは、副室長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

- 2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副室長の任期の末日は、室長の任期の末日以前でなければならない。

(その他の職員)

第5条 学長は、前2条に定めるもののほか、推進支援室の運営上必要な職員を置くものとする。

(事務)

第6条 推進支援室の事務は、関係各課の協力を得て、学術国際部研究推進課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進支援室の運営に関し必要な事項は、学長が定

める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。